

西宮市胃内視鏡検診運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市が市民を対象として実施する胃がん（内視鏡）検診について、円滑な運営と検診精度の向上について協議するため、「西宮市胃内視鏡検診運営協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 胃内視鏡検診の内容及び運営に関する事。
- (2) 検診技術の標準化及び向上に関する事。
- (3) 検診結果の集計・評価に関する事。
- (4) 検診の事後措置に関する事。
- (5) その他がん検診の精度維持及び向上のために必要と認められる事。

(会員及び任期)

第3条 協議会は、次により組織し会員の構成は別表のとおりとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) その他必要と認める者
- 2 会員の任期は2年までとする。ただし、会員に欠員が生じたときは、それを補充できるものとし、補欠会員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長を置き、会長は会員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が会員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(報償費)

第5条 別表で定める会員の報償の額は、日額 3,500 円とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 会長が必要と認めたときは、会員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉局保健所健康増進課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

(別 表)

協議会の構成員および会員数

所属	人数
学識経験者	1人
保健医療関係者	7人